

規制基準

法令に基づく騒音・振動の特定施設を設置している場合、工場・事業場から発生する全ての騒音・振動について規制基準が適用されます。

特定工場等において発生する騒音に係る規制基準

地域の区分	時間の区分		
	昼間 (8時から19時まで)	朝・夕 (19時から22時まで) (6時から8時まで)	夜間 (22時から6時まで)
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	50 dB	45 dB	40 dB
第一種住居地域 第二種住居地域 第一特別地域			
近隣商業地域 商業地域 準工業地域(第一特別地域を除く) 第二特別地域	65 dB	60 dB	50 dB
工業地域(第二特別地域を除く) 工業専用地域	70 dB	65 dB	60 dB
用途地域の定めのない地域	60 dB	55 dB	50 dB

(注1) 規制基準は、工場・事業場の敷地の境界線での騒音値です。

(注2) 「第一特別地域」とは、準工業地域及び工業地域のうち、aに接する地域で、aの周囲30m以内の地域をいいます。

(注3) 「第二特別地域」とは、工業地域のうち、bに接する地域で、bの周囲30m以内の地域をいいます。

(注4) 学校等※(aにあるものを除く)の敷地の周囲おおむね50mの区域内における基準値は、この表の基準値から5dBを引いた値になります。

特定工場等において発生する振動に係る規制基準

地域の区分	時間の区分	
	昼間 (8時から19時まで)	夜間 (19時から8時まで)
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域	60 dB	55 dB
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65 dB	60 dB
用途地域の定めのない地域	60 dB	55 dB

(注1) 規制基準は、工場・事業場の敷地の境界線での振動レベルです。

(注2) 学校等※の敷地の周囲おおむね50mの区域内における基準値は、この表の基準値から5dBを引いた値になります。

※学校等…学校、幼稚園、保育所、認定こども園、病院、入院施設のある診療所、図書館、特別養護老人ホーム

(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園)